

今年度第2号となる担い手通信をお届けします。どうぞよろしくお願いいたします。

【追加募集】スマート農業機械等導入とドローン講習等の一部を補助します！

市では、主食用米作付に使用するスマート農業機械等導入支援事業とドローン講習等補助事業の追加募集をします。

①奥州市主食用米作付農家スマート農業機械等導入支援事業

【交付対象者】

次のいずれも満たす個人、法人又は集落営農組織が対象です。

- ・地域計画の目標地区に位置づけられる方及び集落営農組織
- ・奥州市内に住所を有する個人、主たる事業所を有する法人・集落営農組織
- ・市税滞納がない方

【対象作物】

主食用米（主食用米（種子）、輸出用米、加工用米、備蓄用米を含む）

【主な交付要件】

- ・事業実施年度の翌々年度を目標年度とする事業実施計画等の作成
- ・目標年度の主食用米作付面積が10ha以上であること
- ・主食用米の作付面積を事業実施前年度から目標年度までに10%以上拡大すること

【補助対象機械】

導入する機械が農林水産省作成『スマート農業技術カタログ』に掲載されているもの又はこれらと同等以上の機能を有すると認められたもののうち、ラジコン草刈り機、ドローン、環境制御システム、トラクター、田植え機、コンバイン

【補助率及び補助上限額】

事業費総額（税抜）の3/10を補助します。ただし、1経営体100万円を上限とします。

②農業用ドローン講習等補助事業（奥州市農業研修事業費補助金交付事業）

【交付対象者】

市内に住所を有する方、就農の時に市内に住所を有する予定の方又は主たる事業所を有する法人のうち、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・認定農業者
- ・3年以内に認定農業者を目指す農業者
- ・3年以内に就農を目指す方

【対象となる主な研修】

農業ドローンのオペレーターとして技能認定を取得するために必要な講習等

【主な交付要件】

- ・事業計画書等の作成

※法人の場合、1経営体につき累計で2件まで申請可能です。

【補助率及び補助上限額】

事業費に必要となる研修費の半額を補助します。ただし、1件につき30万円を上限とします。

①②の共通事項

- 申請のあった方の中から審査により事業対象者を決定します。
- 締切 令和7年8月22日（金）

●市ホームページ

URL <https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/7/1057/5/2/15992.html>



○お問い合わせ・申込先

- | | | | |
|----------------|--------------|-------------|------|
| 【①機械等支援事業】 | 奥州市農林部農政課農産係 | TEL 34-1583 | 【直通】 |
| 【②ドローン講習等補助事業】 | 奥州市農林部農政課農政係 | TEL 34-1582 | 【直通】 |

農業用機械導入・施設整備の補助事業を活用したい方はご相談ください

令和8年度に農業用機械（スマート農業機械も含む）の導入、農業施設（ハウス、畜舎等）の整備をしようとしており、国・県で行っている補助事業を活用したいと考えている経営体の方は、**8月19日（火）から9月2日（火）まで【厳守】**の間に農政課へ来庁のうえにご相談ください。

なお、担当者が現場作業等により不在の場合もありますので、ご相談に来られる際には、**必ず事前に下記問い合わせ先までご連絡をいただき、相談予約をしていただきますようお願いいたします。**

※助成対象者は、地域計画の目標地図に位置付けられた方（または予定の方）で、かつ認定農業者の方です。

※令和8年から3年間で農業収支の拡大と経営面積等の拡大に取り組むことが補助の要件となります（対象作目で取り組みを実施していただきます）。

※相談時には、令和6年の農業所得が確認できる申告書や決算報告書、導入予定の機械等のカタログ及び見積書をご持参ください。

※汎用性が高いものや今使用している機械の単純更新は補助事業の対象外です。

※事業によって導入した機械等の利用については、実質、令和9年度からの想定です。

○お問い合わせ先

- | | | | |
|---------------|--------------|-------------|------|
| 【水田・園芸に関すること】 | 奥州市農林部農政課農産係 | TEL 34-1583 | 【直通】 |
| 【畜産に関すること】 | 奥州市農林部農政課畜産係 | TEL 34-1581 | 【直通】 |

渇水・高温に対応した栽培管理

1 水稲

(1) 出穂・開花期

浅水での湛水管理を基本とし、暗きょや排水口を閉じ、田面を露出させない。

(2) 登熟期の水管理

【十分なかんがい水を確保できない場合】 間断かんがいを実施せず、土壌を常に湿潤状態（足跡に水が少したまる程度の状態）に保つ。

【かんがい水を十分に確保できる場合】 間断かんがい（湛水 2～3 日、落水 1～2 日程度）を基本とし、水のこまめな入れ替えや、夜間入水を行う。

限りある用水を有効に活用するため、かけ流しかんがいの実施は控えるようにする。

2 大豆

大豆は開花期を過ぎると多量の水分を必要とし、乾燥が続くと減収することがある。開花期前後で高温・少雨が予測される場合は、暗渠が施工されている圃場では、暗渠の閉栓を行い、土壌水分の保持に努める。さらに高温・少雨が続く場合は、うね間を利用したかん水の実施を検討する。詳しい方法や注意点は、次ページに記載の「いわてアグリベンチャーネット」等で確認する。

3 果菜類（施設）

妻面の開放などによる換気や、遮光・遮熱等の高温対策を徹底する。少量多回数のかん水と通路散水を行い、葉の蒸散による気化潜熱でハウス内気温の上昇を抑制する。

4 果菜類（露地）

マルチの設置は土壌水分を確実に確保してから行う。定植後も株元かん水を行い活着を促す。また、簡易点滴かん水装置などのかん水設備の設置・導入を検討する。

5 花き

- ・ りんどうは圃場の乾燥に注意し、通路かん水を行う。日中高温時に長時間滞水すると、熱水による株への障害が懸念されるので、土壌浸透時間を考慮して開始時間を決める。
- ・ 小ぎくは萎れる前にかん水を行う。高温時の滞水に著しく弱く、根腐れを起こして枯れ上がりしやすいので、高温時のかん水は避ける。

6 りんご

過度な摘葉や夏期剪定を控え、枝陰や被覆資材を利用して果面温度の急激な上昇を抑える。葉摘みは果面温度が十分上昇した日中に行い、極端な高温の際は作業を控えるか、夕方に実施する。収穫時は、過度な着色は期待せず食味や果肉の硬さを重視する。

○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6741 / FAX 35-6303

水稲の病害虫防除について

○いもち病の発生量は「並」の予報です（6/27 岩手県病害虫防除所）。

○斑点米カメムシ類については多発が予想され、注意報が出されました。穂揃期 1 週間後の薬剤防除を徹底しましょう（7/28 岩手県病害虫防除所）。

詳しくは、次ページに記載の「いわてアグリベンチャーネット」等でご確認ください。

○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6741 / FAX 35-6303

いわてアグリベンチャーネット

○県では、農業に関する情報を提供するため、インターネット上に「いわてアグリベンチャーネット」を開設し、栽培技術情報（県内主要品目の生育状況や管理のポイント、病虫害発生状況、降雹等気象災害に関する号外等）や農業施策、奥州地域をはじめとした地域の農業関連情報を掲載しています。ぜひ、農作業等の参考にご利用ください。

「メールサービス」にご登録いただくと、新着記事情報が届いて、とても便利です。



←QRコードを読み込むか、
↓以下のリンクや「いわてアグリベンチャーネット」で検索してください。



<https://www.pref.iwate.jp/agri/i-agri/>

○お問い合わせ先

岩手県農業普及技術課農業革新支援担当

【農業技術に関すること】（農業研究センター駐在）TEL 0197-68-4435 / FAX 0197-71-1088

【その他】（県庁）TEL 019-629-5652 / FAX 019-629-5664 / E-Mail AF0005@pref.iwate.jp

農薬は適正に使用しましょう！

○6月1日～8月31日は、「農薬危害防止運動月間」です。

病虫害や雑草への農薬散布が増える時期です。農薬による危害を防ぐため、適正に使用しましょう。

令和7年度は運動テーマを「使用前、周囲の状況よく見て ラベル見て」と設定し、農薬ラベルの表示事項の遵守と周辺の環境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

農薬を使用する前には、必ずラベルを確認し、使用基準等を遵守しましょう。

農薬を使用した際は、使用履歴の記帳を徹底しましょう。

農薬散布時は、近隣住民・周辺環境に配慮しましょう。

農薬散布準備、作業中・後の事故に注意しましょう。

農薬は適切に保管・管理しましょう。



○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6741 / FAX 35-6303

農業を始める前に、まずご相談を！

胆江地方ニューファーマー募集

胆江地方ニューファーマーは、先進農家のもとで実践的な研修を行い、就農準備から就農後まで総合的な支援が受けられます。

ご興味のある方は、まずは就農相談窓口にお気軽に御相談ください！

<応募期間> 10月1日(水)～
11月10日(月)



条件によっては、補助事業の併用もできます。
まずは相談！

<胆江地方ニューファーマー応募資格>

以下①～④のすべてに該当する人

①研修を経て奥州市又は金ケ崎町に就農する人

②概ね50歳未満の人

③胆江地方の主要品目で就農する人

<主要品目> 水稲、ピーマン、きゅうり、
トマト、りんご、りんどう、
肉用牛、酪農

④就農後は農業で生計をたてる意向を有する人

就農相談窓口の日 開設日

毎月第2木曜日開催！ 後継ぎや農業を始めたい方等のご相談を！

R⁷ 9/11、10/9、11/13、12/11、R⁸ 1/8、2/12、3/12

- ・場所：奥州地区合同庁舎江刺分庁舎 3階 第2会議室
- ・時間：1回目：10:00～ 2回目：13:30～ 3回目：15:00～
- ・申込：相談日の7日前までに普及センターへお申し込みください。

※10/9、12/11、2/12はオンラインによる相談も受付しています。

オンライン相談を御希望の方は、相談日の10日前までに普及センターへお申し込みください。



詳細はHPをご覧ください↑

新規就農事例・農作業体験研修の開催

先進的な若手野菜経営体における講義と作業体験を通じ、自身の就農後の経営について学ぶことができます。お近くに新規就農希望者の方がいましたら、ぜひお声掛けをお願いします！

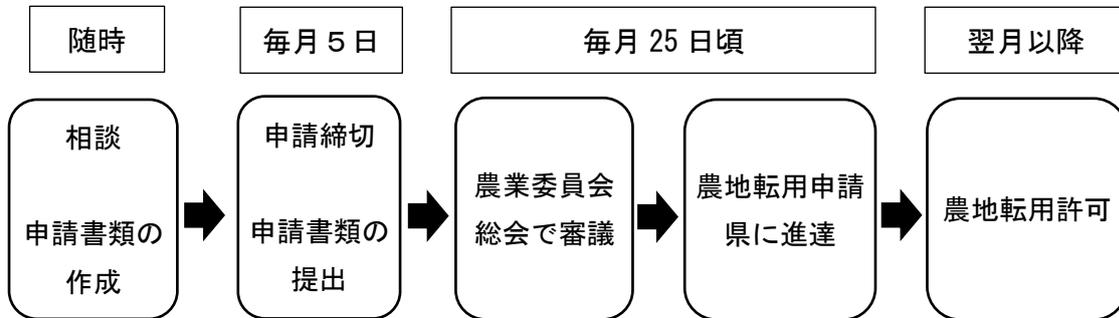
期 日	時 間	研 修 先	品 目	内 容
10月1日(水)	13:30～ 15:30	北館 大祐さん	ピーマン	研修、作業体験

○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6741 / FAX 35-6303

農地転用許可申請・届出をお忘れなく！

○ 農地を農地以外（住宅・工場等の建物敷地、資材置場、駐車場など）にすることを「農地転用」といい、あらかじめ県知事の許可が必要です。農地転用の許可申請（農地法第4条、第5条）を行うには農業委員会に相談のうえ申請してください。

1 農地転用の（第4条、第5条）の申請・許可までの流れ



2 他法令による規制等の確認

農地法のほかにも他法令による許認可等の見込みがない場合、転用許可はされません。あらかじめ担当部局への確認や手続きをお願いします。

例)

- ・ **農業振興地域の整備に関する法律**（農用地利用計画）
農用地区域からの除外又は用途変更のための農用地利用計画の変更手続きを伴う農地転用の場合は、事前に農用地区域除外又は用途変更の手続きが必要です。
- ・ **農業経営基盤強化促進法**（地域計画）
地域計画内の農地の場合、事前に地域計画の変更手続きが必要です。
- ・ 宅地造成及び特定盛土規制法

などなど・・・

3 注意事項

- ・ 5日が閉庁日の場合は、その前の開庁日が申請締切日となります。
- ・ 許可を受けずに転用した場合、3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金が課されます。

【事前のご相談や届出をお願いします！】

○自己所有農地に、自らの耕作のための農作業用道路や2アール（200平方メートル）未満の農業用施設（通路など施設に必要な敷地面積を含む）を建てる場合、転用許可は要しないこととされていますが、届出が必要です。

○お問い合わせ・申請先

- 【農地転用許可の手続・届出・相談先】 奥州市農業委員会事務局 TEL 34-1754 【直通】
【農用地利用計画の変更手続・相談先】 奥州市農林部農政課農政係 TEL 34-1582 【直通】
【地域計画の変更手続・相談先】 奥州市農林部農政課人・農地プラン推進室 TEL 34-2371 【直通】

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



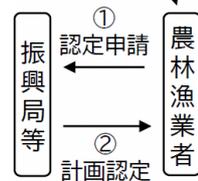
みどり認定 を受けましょう!!



「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・
農薬の使用低減などに取り組む農業者の
認定制度がスタートしています！

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

JAの生産部会など
人数が多い場合は、
グループ申請も可能
です。



□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)

✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取引してしまうと、
税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、
畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、令和7年度に見直しを行った上で、
令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、
先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

(令和7年4月)

新農業人フェア in いわて 開催のお知らせ

岩手県で農業を始めたい方を対象に、令和7年度の第1回新農業人フェア in いわてを開催します。

就農支援情報の紹介や新規就農された方の事例発表等を内容とする新規就農セミナー、就農や農業体験等の相談ができる個別相談会を同時開催します。

農業に興味のある方、農業を始めたい方は、ぜひ御参加ください。

1 開催日時及び日程：令和7年8月24日（日） 13：00～16：00

スケジュール		
12：30～	受付	
13：00	開会	
(開会后)	1 新規就農セミナー 【13：05～13：40】 (1) 就農支援情報の提供 (2) 新規就農事例の紹介 (3) 農業法人等紹介	2 個別相談会 【13：00～16：00】 (1) 求人及び農業研修（農業法人等） (2) 就農支援及び相談(市町村等)
16：00	閉会	

注) セミナーと個別相談会は、同時開催となります。

2 開催場所

いわて県民情報交流センター「アイーナ」 8階 会議室 804
 (〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1)

3 参加経費

入場無料 (入退場自由)



↑ 岩手県 HP

○お問い合わせ先

(事務局) 岩手県 農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 【直通】

※県のホームページのお問い合わせフォームもご利用ください。

●お問い合わせ先

奥州市農林部農政課 担当(水田)：阿部、千田 【直通】 TEL 34-1583
 【代表】 TEL 24-2111 担当(担い手)：石川、阿部 【直通】 TEL 34-1582

●奥州市農業再生協議会の主な構成団体 (お問い合わせ先)

奥州市農林部	TEL 24-2111	FAX 24-1992
奥州市農業委員会	TEL 24-2111	FAX 24-1992
県南広域振興局農政部	TEL 22-2841	FAX 22-6194
奥州農業改良普及センター	TEL 35-6741	FAX 35-6303
岩手ふるさと農業協同組合	TEL 41-5208	FAX 41-5209
岩手江刺農業協同組合	TEL 31-1321	FAX 35-0210
胆江地方土地改良区理事長協議会	TEL 31-1055	FAX 31-1058
岩手県農業共済組合県南基幹センター	TEL 25-6631	FAX 22-3256